

函館工業高等専門学校災害対策規程

平成15年3月13日

函高専達第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、学生等の生命、身体及び教育研究施設等を災害から守るため、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の教職員、学生等に対して、日頃から研修等により災害及び防災に関する知識を啓発するとともに、危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この規程の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(会議)

第4条 災害対策に関する事項については、本校運営会議(以下「会議」という。)において審議する。

2 会議に関し必要な事項は、函館工業高等専門学校運営会議規程(平成28年3月29日函高専達第31号)の定めるところによる。

(防災対策)

第5条 校長は、教職員、学生等に対して、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

- 一 防災教育及び防災訓練
- 二 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策
- 三 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備
- 四 その他防災に関する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 校長は、本校の実状に則した災害対策マニュアルを作成し、教職員、学生等にこれを周知するものとする。

(災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し、又は発生することが予想されるときは、直ちに、本校に函館工業高等専門学校災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 災害対策本部に本部長を置き、校長をもって充てる。
- 3 本部長は、本校及び関係機関と連絡調整の上、災害対策業務を総括するものとする。
- 4 災害対策本部の構成及び任務は、函館工業高等専門学校防火管理規程(平成15年函高専達第14号)第9条に規定する自衛消防隊をもって充てる。

(情報の収集等)

第8条 本部長は、災害に関する情報を迅速に収集するとともに、収集した情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(避難等)

- 第9条 本部長は、災害時においては、教職員、学生等の人命の安全対策を優先し、教職員、学生等の生命又は身体に危険が及ぶと予想されるときは、それらの者を避難させるものとする。
- 2 本部長は、被災した教職員、学生等の避難場所として安全な施設を可能な限り提供するものとする。

(安否の確認)

第10条 本部長は、教職員、学生等の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要員の確保等)

- 第11条 本部長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。
- 2 本部長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

(応急措置)

第12条 本部長は、災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学生主事及び事務部長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるものとする。
- 3 本部長は、前二項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受入れ)

- 第13条 本部長は、関係機関等からあらかじめ近隣住民の緊急避難場所とするため、本校の施設の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を可能な限り提供するものとする。
- 2 本部長は、近隣の住民が緊急避難してきたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供することができる。
 - 3 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、本部長は、避難住民受入れ後の対策について、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

- 第14条 本部長は、関係機関等から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設等を可能な限り提供するものとする。

(ライフラインの確保)

- 第15条 本部長は、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(援助協力)

- 第16条 本部長は、災害対策業務の遂行に当たっては、本校関係者で対応しきれないときは、独立行政法人国立高等専門学校機構本部(以下「機構本部」という。)及び関係機関等へ人材派遣、医療・救護、救援物資の配送等の災害援助の協力を求めるものとする。
- 2 校長は、他の大学等が災害を受け、災害援助の協力要請があったときは、本校の教職員の派遣並びに医薬品及び食料等応急物資の援助等を行うことができる。

(被災状況報告)

- 第17条 本部長は、被災の状況を的確に把握して、機構本部及び関係機関等に報告するとともに、機構本部及び関係機関等と連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

- 第18条 本部長は、速やかに教育及び研究等を回復させるため、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

(二次災害の防止)

第19条 本部長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止にも努めるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第17号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月24日函館高専達第34号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。